

竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更（龍ヶ崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名称		面積 (ha)	備考
番号	生産緑地名称		
1	大徳第 1 号生産緑地地区	約0.12	
2	大徳第 2 号生産緑地地区	約0.14	
3	六斗蒔第 1 号生産緑地地区	約0.07	
4	姫宮第 1 号生産緑地地区	約0.13	
5	姫宮第 2 号生産緑地地区	約0.06	
6	馴馬第 1 号生産緑地地区	約0.19	
7	入地第 1 号生産緑地地区	約0.13	
8	入地第 2 号生産緑地地区	約0.42	
9	入地第 3 号生産緑地地区	約0.15	
10	入地第 4 号生産緑地地区	約0.16	
13	南中島第 3 号生産緑地地区	約0.23	
14	南中島第 4 号生産緑地地区	約0.08	
15	南中島第 5 号生産緑地地区	約0.29	
16	南中島第 6 号生産緑地地区	約0.06	
17	南中島第 7 号生産緑地地区	約0.22	
18	川原代第 1 号生産緑地地区	約0.15	
19	川原代第 2 号生産緑地地区	約0.20	
20	川原代第 3 号生産緑地地区	約0.06	
21	川原代第 4 号生産緑地地区	約0.08	
23	佐貫第 2 号生産緑地地区	約0.15	
27	庄兵衛新田第 1 号生産緑地地区	約0.05	
29	平台第 1 号生産緑地地区	約0.22	
32	長山第 1 号生産緑地地区	約0.42	
33	長山第 2 号生産緑地地区	約0.22	
34	貝原塚第 1 号生産緑地地区	約0.07	
35	貝原塚第 2 号生産緑地地区	約0.10	
37	貝原塚第 4 号生産緑地地区	約0.06	

40	羽原第1号生産緑地地区	約0.07	
41	羽原第2号生産緑地地区	約0.16	
42	羽原第3号生産緑地地区	約0.06	
43	八代第1号生産緑地地区	約0.15	
44	八代第2号生産緑地地区	約0.29	
45	八代第3号生産緑地地区	約0.66	
47	八代第5号生産緑地地区	約0.08	
48	八代第6号生産緑地地区	約0.07	
49	貝原塚第7号生産緑地地区	約0.05	
50	羽原第4号生産緑地地区	約0.09	
合計		約5.91	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理由】

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法第14条の規定により、行為の制限解除が行われたため、平台第2号生産緑地地区、平台第3号生産緑地地区を廃止する。